

# 令和8年度 特定保健指導利用勧奨業務及び特定保健指導委託仕様書

## 1 目的

栗東市国民健康保険被保険者が、自らの健康状態を自覚し、健康のために行動変容をする必要性を認識することにより、自ら目標および生活習慣の改善すべき行動を設定し、生活習慣改善への自主的な取組みが実践できるよう支援することで、生活習慣病の早期予防（メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少）ができることを目的とし、高齢者の医療の確保に関する法律第24条及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（令和5年厚生労働省令第161号）第7条、第8条、及び令和5年厚生労働省告示第145号に定めるところによる動機付け支援・積極的支援を行う。また、より多くの被保険者が特定保健指導を利用できるよう利用勧奨を併せて行う。

## 2 業務名

栗東市特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）および利用勧奨業務委託

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和10年2月末

## 4 受託事業者

下記の条件を満たす者であること。

### （1）特定保健指導の外部委託に関する基準

平成25年厚生労働省告示第92号

### （2）特定保健指導を実施するにあたり、「食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、平成20年厚生労働省告示第10号により定める者であること

## 5 履行場所

栗東市総合福祉保健センターおよび受託事業者の指定場所

## 6 対象者

### （1）利用勧奨

栗東市国民健康保険特定健康診査の階層化により、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）の対象と判定され、市からの利用案内に対し返信がない者および市からの利用案内に対し特定保健指導を利用しないと返信のあった者。

《令和8年度利用見込み》

146人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

### （2）特定保健指導

令和8年度栗東市国民健康保険特定健康診査の階層化により、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）の対象と判定され、特定保健指導を希望する者。

ただし、下記に該当する者は除く。

a 保健指導開始前および実施期間中に他の健康保険に加入した者。

b 保健指導開始前において、血圧・血糖・脂質のいずれかの薬を使用し、受療を開始している者。理由：保健指導開始前にbの服薬開始した場合は、医師の指示の下で改善あるいは重症化の予防に向けた取組みが進められており、引き続きその医学的管理下で指導がなされればよく、別途重複して保健指導を行う必要性が薄いため除外しているものである。

ただし、健診後に服薬開始した者については、医師が保健指導を利用してよいと判断した場合や利用者本人が利用を希望した場合には、特定保健指導を実施する。

#### 《令和8年度利用見込み》

- ・初回面談 34人
  - ・うち動機付け支援 24人
  - ・うち積極的支援 10人
- ・継続支援 34人
- ・最終評価 34人
- ・途中終了(連絡が取れなくなり終了) 0人

※ただし、対象者の人数についてはあくまでも見込みであり、増減することがある。

## 7 業務内容

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」(令和5年厚生労働省告示第145号)を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.2版)」及び、令和5年3月31日付、健発0331第5号・保発0331第7号厚生労働省健康局長・保険局長通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」並びに栗東市の指示する内容に準ずる。

### (1) 事業の事前準備

#### ①担当者との打ち合わせ

特定保健指導全般の企画や年間スケジュール等について、特定保健指導を実施するスタッフ(事業所所属のスタッフ、栗東市健康増進課のスタッフ)が円滑な業務遂行ができるよう、事前に市と打ち合わせを行う。

#### ②保健指導プログラムの作成

対象者が利用したいと思えるような栄養面、運動面を含めた総合的なプログラムを作成する。

#### ③特定保健指導で使用する指導教材の作成

指導教材の選定は事前に市と調整すること。

#### ④特定保健指導対象者への案内の作成

受託事業所が実施する特定保健指導についての案内を作成する。内容は、対象者の参加意欲が向上するよう工夫する。

### (2) 利用勧奨

市が上述「6対象者の(1)」の対象者リストを作成し受託事業者へ送付する。

受託事業者は市から受け取ったデータをもとに特定保健指導の利用勧奨を実施する。勧奨は電話で行い、市から委託を受けて国民健康保険被保険者に対する業務を行っていることを伝え、対象者に不安や不信感を抱かせないよう配慮する。利用勧奨では、対象者の参加意欲が向上するよう工夫し、対象者が事業所委託以外の医療機関や栗東市健康増進課が実施するプログラムを希望した場合は、後日改めて市

から利用方法についての連絡があることを伝える。また、医療機関への受診が必要な者に対しては受診状況の確認を行い未受診者へは受診を促すとともに、特定保健指導の利用に関して対象者と相談の上決定すること。

利用勧奨は、原則対象者本人とのみ電話する。本人が電話に出られない場合や、留守番電話につながった場合は、曜日や時間を変更して、3回（のべ3日間）以上は連絡をとること。ただし、平日に1回実施し、不在等の場合、2回目及び3回目に夜間20時までや土曜日または日曜日または国民の祝日にも利用勧奨を行うなど、日にちや時間帯を変え、参加率向上に努めること。

### （3）資格確認

特定保健指導実施の前提として、国民健康保険被保険者を対象とする事業委託であり、実施期間中に利用者が他の健康保険に加入した場合は申し出るよう伝える。また、特定保健指導の説明時、面接の日程を決定する時、面接時、電話支援の際等に国民健康保険の資格があるか対象者へ毎回確認する。

### （4）特定保健指導

#### ①支援形態

- 利用者に対し、詳細な質問票をできるだけ事前に送付するなどして初回面接時までにアセスメントを行う。なお、詳細な質問票の項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6度版】」（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）に準ずるものとし、内容は市と相談し、対象者の生活状況が的確に把握でき、かつ回答しやすいものを作成する。

- 初回面接時には生活習慣病は長年の生活習慣に起因すること、自覚症状がないまま進行すること、疾患の発症予測が可能なことを踏まえ、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、実行可能な行動目標を対象者が自己決定できるように支援する。また、体重および腹囲を測定し、3～6か月後には電話や文書で測定値を把握し、評価結果は本人へ提供するものとする。

#### ②支援スタッフ

個別支援のスタッフは、保健師または管理栄養士または看護師の資格を有する者が指導に当たるものとする。また、特定保健指導従事者育成研修、もしくはそれに準じた研修を修了した者とする。

#### ③評価方法

- 初回面接実施から3～6か月後に行う実績評価において、「体重」「腹囲」「生活習慣に関する行動変容の状況」「行動目標の達成度」について評価を行う。

- 3～6か月後の評価の際に、利用者が電話や通信による複数回の連絡に応じず最終評価が実施できない場合は、督促の実施記録を提出することで終了とみなす。

#### ④会場設営・撤去

面接で使用する物品の準備・持参・管理は受託事業者側で行う。

### （5）相談窓口の設置

特定保健指導に関する相談窓口として、利用者が必要に応じて電話やメール等で相談できる窓口を受託事業者側で開設すること。

## 8 脱落防止対策

対象者が参加しやすくかつ継続しやすいプログラムの工夫をする。継続支援の過程で個別面接に欠席した者に対しては、日程変更や支援方法を変更するなど、柔軟な対応をする。脱落する可能性のある利

用者に対しては、適切な助言を行い、電話・通信等による柔軟な対応で支援を行う。

## 9 委託料の請求および支払いと実績報告

### (1) 委託料の請求および支払い条件

#### ①利用勧奨

対象者へ架電実施後、翌月に請求する。

#### ②特定保健指導

対象者への各支援実施後、翌月に請求する。

#### ③特定保健指導継続支援実施中に途中終了をした場合

電話や通信による複数回の連絡に応じず、支援終了の通知文書を送付し、利用者からの連絡がないことを確認後、翌月に請求する。

※利用者の記録用紙および、教材費、通信費、事務用品費、備品費等については委託料に含める。

### (2) 実績報告

#### ①利用勧奨

勧奨日時、勧奨内容、対象者の主訴等を記録し、月毎にまとめて、市に報告する。ただし、特別な対応が必要と判断された者についてはその都度速やかに市に報告する。

#### ②特定保健指導

・面接内容の詳細な面接記録、連絡記録の報告は、実施した翌月に報告する。その際、市が指定する形式に従って紙媒体または電子媒体（CD-R等）で市に納品する。

ただし、特別な対応が必要と判断された者については速やかに市に報告し、対応を協議する。

・法定報告に必要なデータを、報告可能な形式・内容にて、下記の時期に電子媒体（CD-R等）で納品する。

a 令和9年3月31日までに実施した者の全データについては令和9年4月末まで

b 令和9年9月末までに実施した者のデータは当該年度の法定報告に間に合うように、令和9年9月末まで

## 10 利用者の自己負担

利用勧奨、動機付け支援、積極的支援すべてに自己負担はないものとする。

## 11 脱落等による途中終了

・積極的支援の利用者への保健指導実施中に、利用者の都合により、継続的な保健指導、支援が実施できなくなった場合（電話や通信による連絡を複数回しても応じず連絡がとれない場合等）、連絡開始後2週間を経過した時点で、利用者本人あてに「2週間以内に連絡がなければ終了する旨」を文書通知する。文書通知後2週間たっても利用者からの連絡がない場合は、市に脱落、終了が確定した旨を通知し、終了時請求を行う。

・実績評価において、電話、通信等による2回以上の督促にも関わらず評価が行えなかった場合は、その督促した記録など経緯を記録し提出することで終了とする。

・保健指導開始後に服薬開始した場合、基本保健指導を継続することとするが、利用者と相談のうえ特定保健指導の継続をしない場合は、その経緯を記録し提出することで終了とする。

・実施期間中に他の健康保険に加入した場合は、市より受託事業者および利用者（被保険者）へ資格

喪失による利用停止およびその日付の連絡を行う。そのため、その後の実績評価は市の委託として実施はできない。

#### 1.2 成果物等

当該業務委託に係る成果物として、利用者全員（受託事業者事業実施分）の実績評価終了後、事業全体の評価（利用率・継続率・改善率・腹団や体重の変化等）に加え、特記すべき事項がある場合は、事業所として実施する事業全般における栗東市の傾向（経年変化、同規模との比較等）をまとめて紙媒体または電子媒体（CD-R等）で市に納品する。

#### 1.3 苦情対応

利用者からの苦情や要望等に速やかに対応するための窓口を設置し、利用者に案内すること。また、必要に応じて市に報告するものとする。

#### 1.4 事故対応

事故等の責任及び損害賠償等は受託事業者に帰属する。また、事業の実施にあたり、安全管理に十分な注意を図ること。万一、事故等が発生した場合には、適切な処置を講じるとともに、速やかに市へ報告するものとする。

#### 1.5 個人情報の保護

受託事業者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 1.6 再委託等の禁止

市が委託する業務の全部または一部を第三者に委託及び譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

#### 1.7 その他

- ・この仕様書に定めのない事項等については、受託事業者は市と協議の上、実施する。
- ・「令和8年度 健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」と併せて契約を行う。
- ・見積書は「令和8年度 健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」とまとめて作成してよい。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならぬ。

#### (秘密の保持)

第2条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (従事者等への監督及び教育)

第3条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

#### (収集の制限)

第4条 受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第6条 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (持出しの禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者が本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

#### (複写等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件業務を効率的に処理するため、受注者の管理下において使用する場合はこの限りでない。

#### (再委託の禁止等)

第9条 受注者は、本件業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者が書面により

承諾した場合を除き、その取扱いを再委託先（再委託先が受注者の子会社である場合を含む。）に委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、発注者の承諾に基づき本件業務の全部又は一部を再委託先に委託する場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。

（資料等の返還等）

第10条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記載又は記録された資料等をこの契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

（従事者等の明確化）

第11条 受注者は、従事者等を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第12条 受注者は、本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

（報告義務）

第13条 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第14条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を発注者に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（調査等）

第15条 発注者は、受注者が本件業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

（指示）

第16条 発注者は、受注者が本件業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第17条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除

をすることができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の業務従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、本件業務に関する個人情報の漏えい、不正利用その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより発注者又は第三者に生じた損害を賠償しなければならない。